

# 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

## 1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

法の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

## 2. 改正法の概要

### (1) 交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

### (2) 計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

### (3) 方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

#### (4) 電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

#### (5) 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べるができるものとする。

#### (6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に対して意見を述べるものとする。

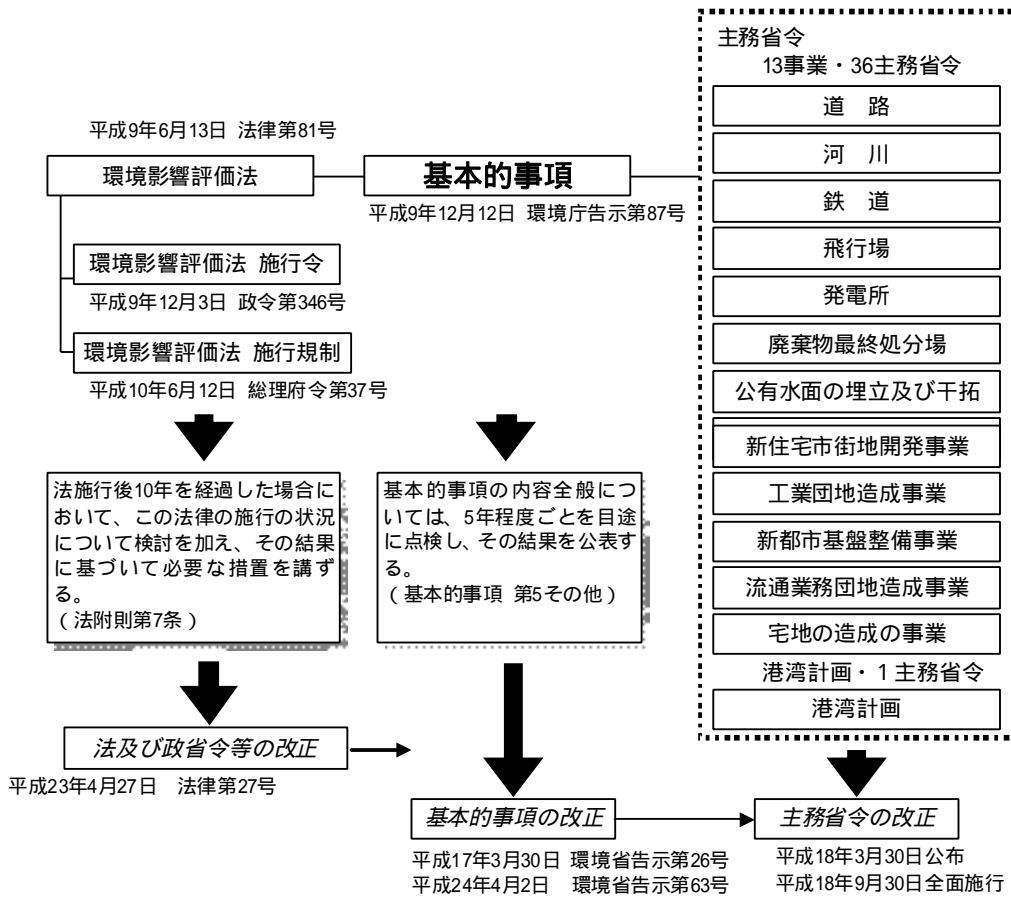
#### (7) 環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

### 3. 施行期日

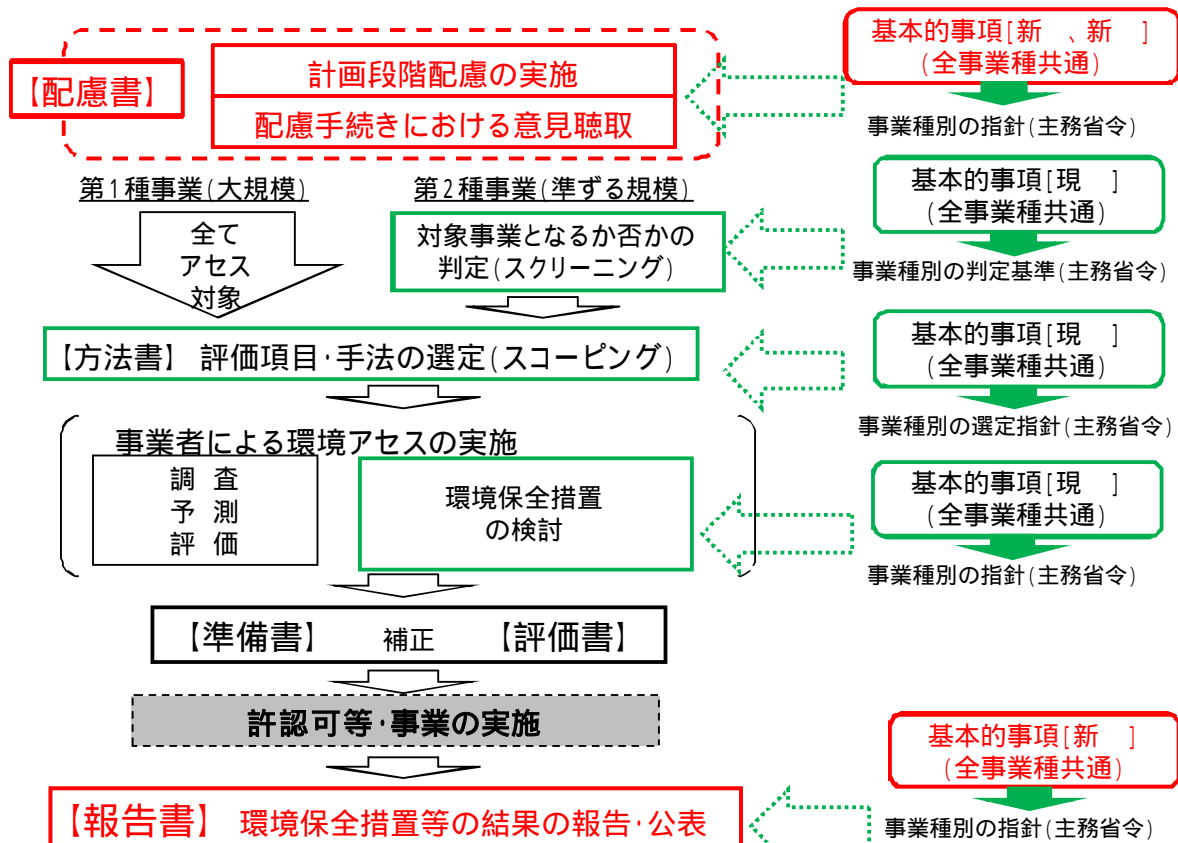
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、2. (1) 及び (3) から (6) については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 「基本的事項」とは？



9

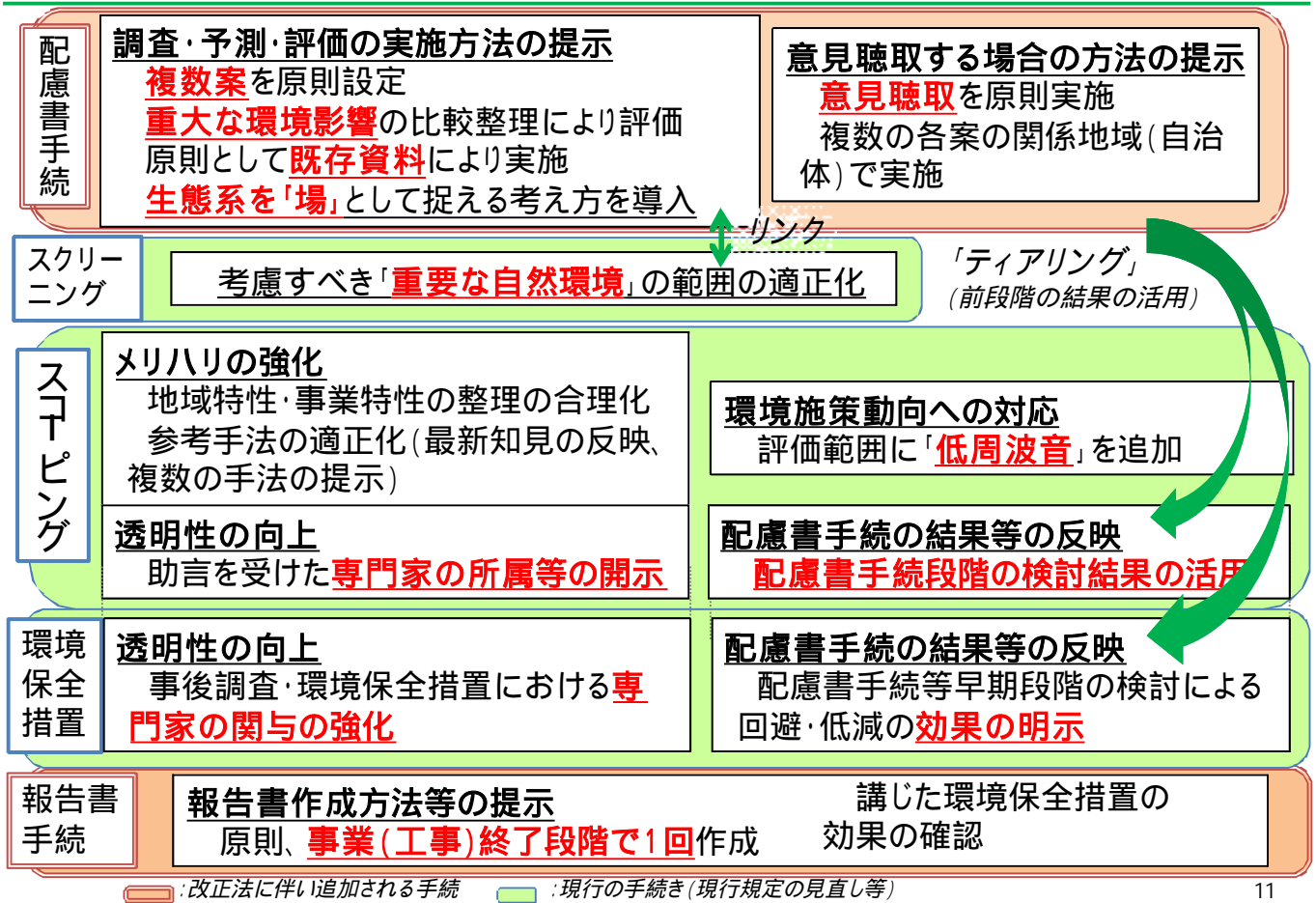
# アセス法のフローと基本的事項



赤字・赤枠：法改正により新たに追加される基本的事項

10

# 基本的事項検討委員会報告書の概要



## 第一．計画段階配慮事項の選定等指針関連

### 複数案について

#### 複数案を原則設定

- 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。
- 位置・規模に係る複数案を検討するよう努める。
- 重大な環境影響の回避、低減のために配置・構造に係る複数案の検討が重要となる場合があることに留意する。
- 現実的である限り、当該事業を実施しない案(ゼロ・オプション)を含めるよう努める。

# 複数案(例)

「位置・規模」の例

名古屋港で発生する  
浚渫土砂の新たな処分場計画

土砂処分場設置候補地

区域a案(中部国際空港沖)

処分場の形状・構造の工夫により環境影響を少なくすることも期待できる

区域b案(四日市港内)

処分場の形状・構造の工夫により環境影響を少なくすることも期待できる

区域c案(伊勢湾中央部深場)

環境の改善に役立つことも期待できるが、コストは よりも高い

区域d案(伊勢湾外)

周辺の漁業や環境に影響を与える可能性があり、コストも最も高い



出典: 国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所ホームページ

13

## 第一 . 計画段階配慮事項の選定等指針関連

### 調査・予測手法について

調査は、原則として既存資料により実施

- 重大な環境影響を把握する上で必要な情報が既存資料により得られない場合は、**専門家等からの知見の収集**を行う。
- それらによっても必要な情報が得られない場合は、**現地調査・踏査等**を行う。

予測は、可能な限り定量的に実施

14

### 評価手法について

#### 重大な環境影響の比較検討により評価

- 適切な場合には、**重大な環境影響の要素以外の要素**についても、**比較整理**を行う。
- 単一案のみが設定されている場合は、**重大な環境影響が回避、低減されているか**について評価を行う。
- 国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標**が示されている場合には、これらとの**整合性**についても可能な限り検討する。

### 調査・予測・評価の基本的方針

#### 生態系の予測に「重要な自然環境のまとめり」の考え方を導入

- 回復が困難な脆弱な自然環境、減少又は劣化しつつある自然環境、地域において重要な機能を有する自然環境、その他、都市に残存する斜面林等の地域を特徴づける重要な自然環境など、**重要な自然環境のまとめり**を場として把握し、**影響の程度**を把握する。

その他の環境要素については、EIAと基本的考え方は共通

# 重要な自然環境の まとまりの場(例)

## 名古屋港で発生する 浚渫土砂の新たな処分場計画

### 【区域a:中部国際空港沖】

処分場整備による流れの変化により、候補地中心から約4-6kmにある干潟や藻場に影響を与える可能性

### 【区域b:四日市港内】

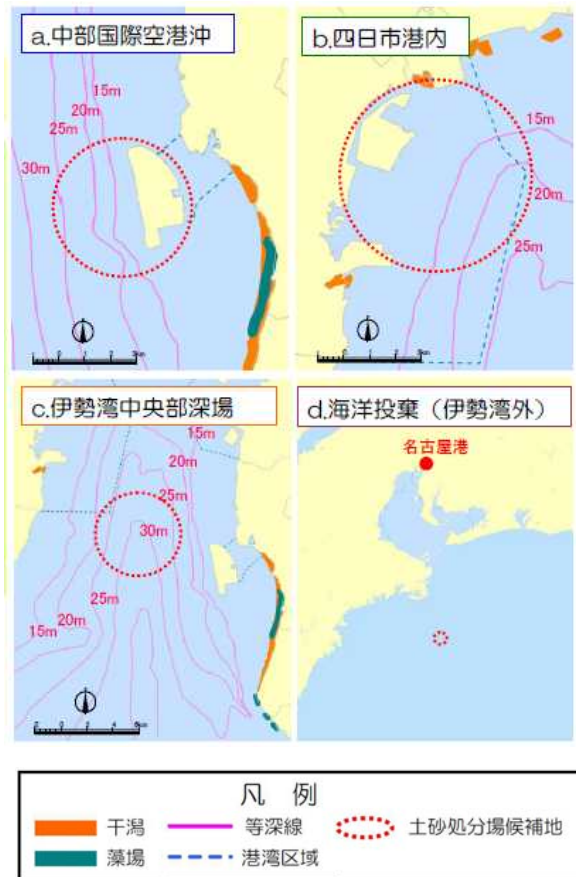
処分場整備による流れの変化により、候補地中心から約3-5kmにある干潟に影響を与える可能性

### 【区域c:伊勢湾中央部深場】

配慮が必要と考えられる干潟・藻場は存在しない

### 【区域d:海洋投棄(伊勢湾外)】

配慮が必要と考えられる干潟・藻場は存在しない



出典:国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所ホームページ

17

## 第二 . 計画段階配慮について意見を求める場合 の指針関連

### 意見聴取する場合の方法

#### 意見聴取を原則実施

#### 各案の関係地域(自治体)で実施

- 一般及び関係地方公共団体から少なくとも一回は意見を求める。
- これらの者からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにする。
- 可能な限り、配慮書の案について意見聴取を行うよう努める。
- まず一般、次に関係地方公共団体からの意見を求めるよう努める。
- 一般からの意見概要及びそれに対する事業者見解をあらかじめ関係地方公共団体へ送付するよう努める。